

船橋市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に基づく船橋市職員措置請求について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和6年5月21日

船橋市監査委員	栗 林 紀 子
同	齋 藤 弘 之
同	浦 田 秀 夫
同	松 橋 浩 嗣

第1 請求人

住所・氏名省略 他189人

第2 請求の受理

監査の実施にあたり本件措置請求書は、別記1に記載の請求人4人を除く186人について、法第242条第1項の要件を具備しているものと認め、令和6年3月27日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求の要旨（措置請求書の原文のとおり）

＜請求の要旨＞

「ふなばしメディカルタウン構想」の中核事業である船橋市立医療センター（以下病院）の移転は、著しく地盤が軟弱なうえに、豪雨の時は周辺から大量の水が流れ込む低湿地（遊水地）を埋め立てたうえで行われるものです。

このまま工事が進めば、地盤沈下や液状化、流域の洪水といった様々な災害リスクが生まれ、三次救急を担う災害拠点病院としての機能が失われ

る恐れがあります。

またこの事業は国が推進する水害対策に逆行するもので、結果として巨額な災害関連費を発生させ、市のみならず、国の財政にも多大な損害を与えます。

その財政上の問題、事業の危険性、憲法違反についてはたびたび学識経験者や市議会、市民から指摘されていたにもかかわらず、市長も船橋市病院事業管理者もこれを無視して契約を決め、不当に高い値段で手続きを進めました。これは明らかに財産管理を違法不当に怠ったもので、憲法や各種法令にも違反します。

よって地方自治法第242条1項により、監査委員は船橋市長と船橋市病院事業管理者に対し、次のように勧告することを求めます。

記

令和6年3月12日に海老川上流地区土地区画整理組合と結んだ病院用地（船橋市高根町372番ほか）の売買契約は違法不当であるため、用地代（議会に報告された額は57億4141万5000円）の支払いを停止すること。すでに支払っている場合は、組合に返還させること。

<請求の根拠>

契約の違法性、当該用地を税金で買ってはいけない理由を、大きく3つの観点から述べます。

1. 最少経費原則に反する支出

■地方自治法第2条14項／地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない

■地方財政法第4条1項／地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない

【1】わざわざ地価を上げてから購入（契約金の問題点）

（ア）市街化調整区域の時に買っていれば安かった土地

そもそも令和4年3月4日に区域区分変更が決定される前、すなわち市街化調整区域の時に買っていれば、はるかに安い価格で買えた土地です。市は平成30年に海老川上流地区が市街化調整区域だった時に土地を購入した実績があり、そのことを十分に承知していたはずで

す。資料1は平成30年2月の市議会で審議された「海老川上流地区土地区画整理事業用地先行取得事業費」（補正予算案）の資料です。

3カ所示された土地の単価は、①8万5985円/㎡、②2万5000円/㎡、③2万7397円/㎡。一方今回契約に使われた単価は13万5000円/㎡で、これらよりはるかに高い価格で契約をまとめたことがわかります。

試しに病院用地内の②の単価2万5000円/㎡に今回契約した病院用地の面積をかけると次のようになります。

●平成30年の単価による価格

$$2万5000円/㎡ \times 4万2529㎡ = 10億6322万5000円$$

●今回の契約価格（資料2）

$$13万5000円/㎡ \times 4万2529㎡ = 57億4141万5000円$$

つまり市街化調整区域の時に買っておけば、今回の1/5以下の価格で購入できたのです。

海老川上流地区に病院を移転する話は、遅くとも平成27年には市役所内で共有されており、令和元年に病院用地が上流地区北端に移動したときも、そこはまだ市街化調整区域でした。なぜ市街化調整区域の時に買わなかったのか。あるいは少しずつでも買い進めなかったのか。

（イ）本契約の単価は高すぎる

仮に市街化調整区域の時に買わなかった理由があるとしても、今回算出に使った単価13万5000円/㎡は高すぎます。この単価が導き出された前提は以下です（市が鑑定を依頼した岩下不動産鑑定事務所に

による鑑定評価書より。資料3)。

- ①東葉高速鉄道の新駅が開業している。
- ②土地区画整理事業の造成工事が完了している。
- ③宅地仕上げである。

その結果出された評価額は 15 万 2000 円／㎡。そこから病院用地の買取条件である「現状地盤＝造成工事なし。整地のみ」を反映し、13 万 5000 円／㎡となっていますが、実際は駅はなく、上流地区の造成も始まったばかりで現状とは大きく乖離しています。

(ア)(イ)から明らかになったのは、「地価が安い市街化調整区域の時には買わず、市街化編入して宅地化し、さらに東葉高速鉄道に新駅を造り、地価が最も高くなった時の評価額で購入する」という市のプランです。しかもこの私有地の価値を高める一番大きな要素である「新駅」は100%税金で造られ、地権者個人の負担はありません。まるで地権者を利するがごときプランです。

市が病院用地を安く購入する努力を怠り、しかも現状とはかけ離れた高額な価格で契約を結んだのは最少経費原則に反し、公平であるべき税の使い方としても不適切であると言わざるを得ません。

【2】超軟弱地盤だから発生する巨額な費用（用地選びの問題点）

まず病院用地の地盤がどれほど軟弱か、様々な評価を列記します。

■病院設計を受注した日建設計（株）が市に報告したこと（資料4）

- ▶ ボーリング調査の結果、地盤の固さの指標であるN値がゼロ（これ以上軟らかい地盤はないという意味）の地盤が、地下20mも続く所がある。
- ▶ 大地震の時は敷地の大部分が液状化する。
- ▶ 2次圧密沈下が発生し、供用開始から10年以内に道路、建物、外構との境界面に5～10センチの段差が生じ、将来的に補修等の維持管理が必要になる。

■千葉県作成の地震被害想定図より、病院用地は液状化しやすさ、揺れやすさとも最大。（資料5）

■読売新聞の報道（令和5年9月5日付け。資料6）

- ▶ 地盤は極めて軟弱で、周辺の台地と比べ震度で1～1.5倍、被害で10～50倍違う。(防災を研究する専門家のコメント)

■元千葉大学理学部教授で、防災科学技術研究所元主任研究員の水谷武司氏の評価

- ▶ 周辺には浸水の危険がほとんどない、よく締まった洪積層で構成された、地震動の増幅が小さい下総台地面が広く分布するにもかかわらず、安全が最も要求されるべき医療施設を、こともあろうにこの軟弱低湿地につくるなどは、全く論外のことです。(資料7)

以上より、

(ア) 莫大な地盤改良費(27億6000万円)がかかる

病院用地としてまともに使える土地にするためには、用地代に加え、27億6000万円もかけて地盤改良しなければならないということです。設計プランでは病院本体の下に巨大な免震装置を入れ、砂杭を打ち、重機が軟弱地盤に沈まないように表層改良したり砕石マットを入れるなどします。軟弱地盤だから安全に、と思えば思うほどお金がかかる構図です。

(イ) 病院の躯体強化にお金がかかる

市は病院の躯体強化を図るとし、たとえば普通なら鉄筋が10本で済むところ、15本入れるなどとしています(鉄筋の数はイメージ)。しかしそのために通常を大幅に上回る工事費がかかります。

(ウ) 恒久的にメンテナンス代がかかる

2次圧密沈下は地盤が固まって落ち着くまで、何十年も続くもの。そのため病院がこの地にある限りメンテナンス代がかかり続けます。これらの費用は地盤が強固な場所に建てれば全くかからない費用です。それにもかかわらず海老川上流地区を病院用地として選択し、購入するのは、最少経費原則に明確に違反します。

2. 災害復旧費、災害救助費が発生する

本契約がもたらす災害と、予見される災害を記します。

【1】大地震による被災

1－【2】で見たように、震度6強以上の大地震が襲ってきたら、敷地内の液状化、沈下、陥没などの被害は免れません。資料8より、病院本体、エネルギーセンターなどは大地震対策されるが、それ以外のグレーの部分は中地震（震度5強程度）対策しかなされないことがわかります。

また建物は倒壊しなくても、軟弱地盤ゆえに増幅される揺れによって病院内部では医療機器などがダメージを受け、手術ができなくなったり、けが人も出ると考えられます（能登半島地震における市立輪島病院の例。令和6年1月15日付け朝日新聞の報道）。

さらに懸念されるのが病院の立地からくるリスクです。海老川上流地区全体が超軟弱地盤にもかかわらず、組合は一部エリアのみ中地震対策するとしており（資料9）、大地震の時は病院へのアクセス道路やインフラなどが高確率で被災。医療機能の喪失はもちろん、莫大な復旧費、復興費が発生します。

【2】水害による被災。事業によって浸水深が増加する

令和4年に市が行った洪水のシミュレーションで、メディカルタウンの造成工事（病院用地の埋め立てをふくむ）によって、海老川水系の浸水リスクが増すことが明らかになりました。情報公開請求して得た図（資料10）では、県の河川工事（治水工事）をしてもなお「事業による盛り土や市街化によって浸水深が増す」と調査会社がはっきり書いています（赤字のコメント）。

資料11は純粋にメディカルタウンの造成工事の影響だけを示した図ですが、病院用地をふくむ事業地周辺の浸水深が著しく増加していることがわかります。実は病院用地は病院を水害から守るために標高6.3メートルまで盛り土します（資料10左上の標高図参照）。その結果、これまで病院用地（遊水地）に流れ込んでいた水が行き場を失って周辺に溢れるのです。

以下に水害による災害関連費を記し、今後市を襲うであろう財政負担を「見える化」します。

- 千葉県による海老川水系の浸水想定被害額（『広域河川改修委託（氾濫解析）業務報告』令和元年より）

- ・計画規模の雨量（１時間７０ミリ、９時間２２１ミリ）の時…783 億円
- ・想定最大規模の雨量（９時間５１６ミリ）の時…5451 億円

- 船橋市の過去の水害による災害関連費（資料１２－表１より）

- ・平成２５年１０月の台風２６号によるもの／４億 1921 万 5175 円
- ・毎年洪水が起きていた約４０年前／昭和５８年度…4315 万 4470 円
昭和５９年度…3159 万 9089 円 昭和６０年度…4 億 3060 万 9099 円

国土交通省は「遊水地がなくなると洪水の規模が大きくなるだけでなく、ちょっとした雨でも溢れやすくなる」としており、昭和の時代のように毎年水害による災害関連費が発生する恐れがあります。

３、国の負担＝災害復旧費国庫負担金を増大させる

■地方財政法第２条１項／地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

地球温暖化を背景に激甚化する水害に対処するため、国は今、様々な水害対策を進めています。災害リスク増大の引き金となる本契約は、これらの国の政策に反します。

【１】国土交通省の政策「流域治水」に反する

平成２９年、国土交通省は「もはや河川工事などでは大洪水を防げない」として、流域全体で洪水対策をする新水防理念「流域治水」を打ち出しました。病院用地をふくむ海老川上流地区のような遊水地の保全は、洪水対策の重要な手法と位置付けられています。

また国が積極的に流域治水を推進するのは、頻発する大洪水によって災害復旧費国庫負担金が膨れ上がっているからでもあります。本契約によって水害が頻発するようになり、市は国の財政にも負担をかけることとなります。

- 船橋市の過去の災害復旧費国庫負担金（資料１２－表２より）

- ・平成25年10月の台風26号によるもの/2960万3000円
- ・毎年洪水が起きていた約40年前／昭和58年度…1920万9000円
昭和59年度…1698万8000円 昭和60年度…2億7100万6000円

【2】厚生労働省の「災害拠点病院を水害から守る」政策に反する

厚生労働省は災害拠点病院を水害から守るために、指定要件に浸水対策を追加しました（令和6年4月1日施行）。新規で病院を建てるのは、浸水被害が起きない場所でなければならないのは、言うまでもありません。

令和5年8月17日の参議院災害対策特別委員会では、嘉田由紀子参議院議員が「船橋市で災害拠点病院を湿地帯に移転する計画が進んでいるが、国として船橋市に助言や指導はしないのか」と質問しました（資料13）。つまりこの病院移転は国会で取り上げられるほど問題なのです。

国の政策に反し、災害リスクを高めて国庫負担金を増大させる本契約は、違法です。

※事実証明書13点

2 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面から、監査の対象事項は、令和6年3月12日に市病院事業管理者が船橋市海老川上流地区土地区画整理組合（以下「組合」という。）と結んだ病院用地の売買契約は違法又は不当か否か、とした。

3 監査の方法

監査は、次のとおり実施した。

（1）請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和6年4月15日に追加の証拠が提出され、同年4月

２５日に陳述を聴取した。

（２）関係職員の陳述

令和６年４月２５日、市長から委任された都市計画部長、都市政策課長、同課課長補佐及び同課主査並びに市病院事業管理者から委任された副病院局長、新病院建設室長、同室副室長及び同室主査から陳述を聴取した。

第４ 監査の結果

１ 主文

本件措置請求について、監査委員は合議により、「最少経費原則に反する支出」の部分については請求に理由がないものとして棄却し、それ以外の部分については法第２４２条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないものとして却下することに決定した。

以下、その理由について述べる。

２ 理由

（１）事実関係

船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）は、設備の老朽化や施設の狭あい化、機能分散等が問題となっていたことから、建て替えに向けた検討を進めていた。

平成２７年度に千葉大学教授や船橋市医師会会長などを委員とする「新しい船橋市立医療センターの在り方に関する検討委員会」が発足し、平成２８年３月に検討結果として、現位置での建て替えは現実的には不可能であることから移転による建て替えが最も望ましい旨や、移転候補地は現在の位置を中心とした周辺地域が望ましく、海老川上流地区のまちづくり予定地は医療センターの機能を十分に発揮できる候補地である旨の報告がなされた。

海老川上流地区では、平成８年度に土地区画整理事業の実施に向けた組合設立準備委員会が発足したが、最終的な合意には至らず断念した。

その後、当地区において耕作される土地が減る一方で、小規模な宅地開

発や資材置場、墓地などができ、用途が混在した土地利用が今後ますます進んでしまうことが懸念された。

こうした医療センターや当地区の問題を踏まえ、市は、医療や健康をテーマとした「ふなばしメディカルタウン構想」の実現という将来に向けた重要な取り組みとして、海老川上流地区のまちづくりに着手することとした。

市は、平成28年度に「海老川上流地区まちづくり基本構想（素案）」を作成し、まちづくりの実現に向けた主体的な取り組みとして、「組合施行の土地区画整理事業のバックアップ」「市立医療センターの移設」「新駅の誘致」を挙げ、これらを一体的に進めることを市の政策的な方針とした。

医療センターは、冒頭の問題を抱えており、新病院用地の確保はできるだけ早期かつ確実性が求められる状況であった。

土地区画整理事業であれば保留地が確実に生み出されることから、市は、土地区画整理事業をバックアップし、新病院用地として保留地を取得するというスキームを立てた。

このような市の方針のもと、平成30年3月に新たな海老川上流地区土地区画整理組合設立準備会（以下「準備会」という。）が発足した。

準備会は市による新駅の誘致及び新病院用地としての保留地の取得を前提とした事業計画を策定し、令和4年3月4日に組合の設立認可に至った。

新病院は、道路を始めとした計画的な都市基盤の整備がなされ、また新駅設置による利便性の向上が図られた環境の中に設置することが望ましいことから、土地区画整理事業の確実性や安定性を高めるため、新病院用地は、組合設立認可前に市が積極的に土地を取得するのではなく、組合設立認可後に保留地を取得することとした。

令和5年12月8日に仮換地指定の効力が発生したことから、令和6年1月29日に市病院局から組合へ保留地買受申込書を提出した。

同年2月29日に保留地売却決定通知が組合からなされたことから、契約手続を進め、同年3月12日に売買契約を締結した。

（２）判断

①最少経費原則に反する支出であるとの主張について

請求人は、令和6年3月12日に組合と結んだ病院用地の売買契約は高額であり、法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の最少経費原則に反し違法不当であると主張している。

この点について、判例では「地方公共団体がどのような財産を購入すべきか、また、その財産を購入する際の対価がどうあるべきかについては、地方自治法96条1項8号が財産の取得について一定の場合に議会の議決を要する旨定めているほかは、これを規制する法令は存在しない。地方自治法2条13項が『地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、…最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。』と規定し、地方財政法4条1項が『地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。』と規定しているが、これらのことは執行機関に課された当然の義務を示したものであって、いずれの規定も、地方公共団体の購入する財産について具体的規制をするものではない。」とされている。

そして、「土地の取引価格は、社会的、経済的な要因に由来する複雑多岐な要素に基づき、かつ、当該取引の当事者の個別的、主観的な事情によって決定されるものであって、大きく変動する性質のものであることに鑑みると、土地を取得すべきかどうか、とりわけその対価がどうあるべきについては、地方公共団体の長に広範な裁量権があるものと解される。」とされている〔平成6年11月30日 平成4年（行ウ）第1号 神戸地方裁判所判決 及び 平成9年10月7日 平成7年（行コ）第6号 大阪高等裁判所判決〕。

また、法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項について、判例では「各規定は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的

コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実には誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である。」とされている〔平成17年7月27日 平成16年（行コ）第66号 大阪高等裁判所判決 及び 昭和53年10月4日 昭和50年（行ツ）第120号 最高裁判所判決〕。

そこで、本件売買契約について市長又は市病院事業管理者（以下「市側」という。）に裁量権の逸脱又は濫用が認められるか否かを判断する。

請求人は、最少経費原則に反する支出であるとする1点目の理由として、わざわざ地価を上げてから購入しているとし、根拠として平成30年度に市が土地を先行取得したときの単価を挙げ、市街化調整区域のときに買っていれば安かったこと、また本件売買契約の単価は、単価が導き出された前提が現状とは大きく乖離していることから、高すぎるとしている。

これに対し市側の陳述では、上記土地取得は組合の設立前に、土地区画整理事業予定地内の土地が民間事業者などに売却され開発等が行われた場合、土地区画整理事業の実施が遅延したり、困難となったりする恐れがあったことから、市が土地区画整理事業について地権者に説明している中で、市による買取りの希望があった方を対象に取得したものであり、土地区画整理事業によらずに、新病院用地を一筆ずつ地権者との個別交渉により直接取得する方法では長い年月を要するとともに、新病院の建設に必要な面積を確実に取得できる担保がなかったことから、現実的に選択肢になり得ないとのことであった。

また、本件売買契約の単価の設定については『土地区画整理必携（令和

5年度版）（国土交通省都市局市街地整備課監修）』や『土地区画整理の手引き（全日本土地区画整理士会）』の記載内容を踏まえたものとなっており、不動産鑑定評価の条件として想定上の条件を設定することについては、国土交通省作成の『不動産鑑定評価基準』では、「設定する想定上の条件が鑑定評価書の利用者の利益を害するおそれがないかどうかの観点に加え、特に実現性及び合法性の観点から妥当なものでなければならない。」とされており、本件の不動産鑑定評価書では実現性、合法性の観点から問題はなく、利用者の利益を害することもないことから、想定上の条件の設定は妥当である旨の判断がなされているとのことであった。

請求人は、2点目の理由として、本件土地は超軟弱地盤だから巨額な費用が発生するとし、地盤が強固な場所に建てれば全くかからない莫大な地盤改良費、病院の躯体強化及び二次圧密沈下に伴う恒久的なメンテナンス代がかかるとしている。

これに対し市側の陳述では、地盤改良は地域災害拠点病院として、大きな地震が起きた際でも病院機能を維持していく上で必要なものや、工期短縮や施工のしやすさを確保するために必要なものであり、病院の躯体強化は医療が継続できるよう、『官庁施設の総合耐震・対津波計画基準』に準拠し、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られることを条件として、構造計画を行った結果とのことであった。

また、恒久的なメンテナンス代は、建物については支持層まで杭基礎を設けることから、二次圧密沈下による影響は生じないとのことであり、建物以外の部分については、二次圧密沈下による影響が懸念されるものの、これらすべてについて二次圧密沈下が生じないような対策を講じるためには多額の費用や期間が必要となることから、利用にあたって支障が生じた場合は状況に応じて補修するほか、定期的な敷地内通路の舗装の補修に合わせて補修を行うことも可能とのことであった。

なお、新病院用地は、複数の候補地を検討した結果、用地確保の確実性や、土地の大きさ、立地、建築条件などを総合的に勘案して選定したとのことである。

以上検討したところ、本件土地の取得時期及び契約単価の設定について、市側の判断が著しく妥当性を欠いているとは認められず、裁量権を逸脱又は濫用するものであるとは認められない。

以上のことから、本件売買契約は違法であるとはいえず、本主張は理由がないものと判断した。

②災害復旧費、災害救助費が発生するとの主張について

請求人は、本件売買契約がもたらす災害と、予見される損害を記すとして、大地震による被災により医療機能の喪失、莫大な復旧費、復興費が発生し、水害による被災、事業による浸水深の増加により災害関連費が発生すると主張している。

しかしながら、本主張は本件売買契約の原因である「ふなばしメディカルタウン構想」及び土地区画整理事業そのものについて言及し、その当否を争うものであると認められる。

この点について、あらゆる行政施策は、その帰結として契約締結その他財務活動を伴うが、その帰結部分たる財務活動を捉えて、原因となる一般行政施策のすべてを住民監査請求の対象とすることが実質的に広く是認されとなると、法第242条第1項に定める財務会計上の行為のいずれにも該当しない、およそ広範かつ多岐にわたる行政作用一般を争うことができることとなり、財務会計上の行為に限定される住民監査請求の制度趣旨を逸脱することとなる。

判例では「当該財務会計上の行為の原因となる行為との間に一定の関係がある場合には、当該原因となる行為が違法であれば、当該財務会計上の行為も当然に違法となるものというべきであるが、右関係を緩やかに判断するならば、およそ公金の支出を伴う行政作用（このような行政作用が極めて広範かつ多岐にわたるものであることは明らかである。）であれば、その公金の支出の違法を争うことによって、その前提としての行政作用一般を争うことができるようになってしまい、住民訴訟の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触することになる」とされている〔平成3年9月17日 昭和58年（行ウ）第14号 水戸地方裁判所判決 及び

平成4年11月30日 平成3年（行コ）第112号 東京高等裁判所判決}。

本主張は、本件売買契約の締結についての財務会計法規上の違法不当を主張するのではなく、本件売買契約の原因である「ふなばしメディカルタウン構想」及び土地区画整理事業そのものについて問題とするものであり、実質的には当該行政施策に対する異議であると認められることから、住民監査請求の制度主旨を逸脱しているものと判断する。

以上のことから、本主張は法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないものと判断した。

③国の負担＝災害復旧費国庫負担金を増大させるとの主張について

請求人は、本件売買契約は国土交通省の政策「流域治水」及び厚生労働省の「災害拠点病院を水害から守る」政策に反し、国の財政に負担をかけ、国庫負担金を増大させるため違法であると主張している。

しかしながら、法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以下「財務会計上の行為」という。）があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該財務会計上の行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該財務会計上の行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

したがって、本主張は法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないものと判断した。

(3) 結論

以上のことから、本件売買契約は違法又は不当であるとはいえない。

よって、本件措置請求は理由がないものとして、主文のとおり一部却下のうえ棄却する。

なお、判例は原文のまま引用していることから、現行法規との間には条文のずれが生じていることを申し添える。

別記 1

受理、不受理決定時に形式要件を満たしていないと判断した請求人
省略